

岡山県立新見高等学校（北校地） いじめ防止基本方針

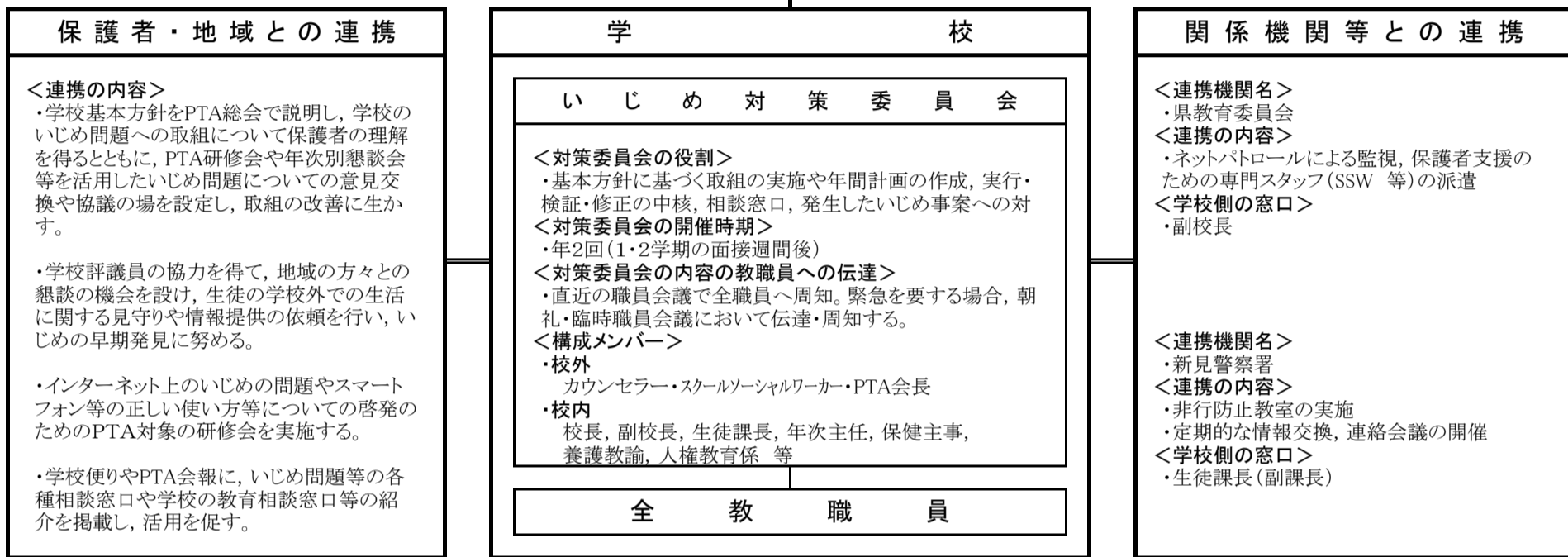
平成26年5月 策定
平成30年5月 改訂

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数は年間数件で推移している。クラス情報の共有や部活動の連絡手段としてSNS等が利用され、不用意な書き込みで起因する生徒間トラブルが増えている。生徒の90%以上がスマートフォンを所持している。また、携帯端末アプリの流行の移り変わりが早く、生徒のネット利用実態を十分に把握しきれていない。現在、生徒課を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・「岡山県いじめ対策基本方針に基づき、いじめを積極的に認知し、学校全体で徹底して解消に向けて取り組む。
 ・いじめの発見・報告を受けた教職員は、速やかに、いじめ対策委員会に報告し、教職員で情報を共有する。
 ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒課長以外にも各課・室、年次の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
 ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 ・いじめの早期発見のために休み明けに面接週間を実施し、アンケートとの連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
 <重点となる取組>
 ・毎学期当初の担任による個人面談・学校生活アンケートの実施(年2回)し、実態把握の一手段とする。
 ・学校行事・実習内での人間関係情報を学科・年次団で共有する。また、支援生徒連絡会など時機を得た生徒情報の共有を図る。



学 校 が 実 施 す る 取 組

①	いじめの防止	(教員研修) ・教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社から講師を招聘し、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 (生徒会活動) ・いじめについて考える週間において生徒会主催の、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 ・ものを大切に作る心、規範意識を高めるための取組を進める。 (居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各年次において1時間行う。
②	早期発見	(実態把握) ・生徒の実態把握のため長期休業日明けに教育相談を学期ごとに行い、年2回のアンケートを実施することで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立) ・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) ・生徒の気になる変化や行為があった場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを作成・配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③	いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。100%の解消を目指し、組織的に徹底して解消に取り組む。 (いじめられた生徒への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた生徒への指導) ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。